

大津市農業委員会 農地等の利用の 最適化の推進に関する指針

令和5年9月13日
大津市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大津市は、南北両端に存在する圃場整備が実施された自然に恵まれた優良農地を中心に、認定農業者等の担い手への農地利用集積をすすめているものの、中山間地域の勾配が急な農地や市街化区域に点在する農地等においては、効率的な作業が困難な農地も多く、第2種兼業農家や自給的農家等の小規模農家も多いことから、法に規定された農地利用の最適化を推進することは容易ではない状況にある。

特に、中山間地では傾斜の強い棚田や狭小な圃場、山沿いの畑地等も多く、さらにシカやイノシシなどの鳥獣による被害が深刻化するなど、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。一方で、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が促進するよう、大津市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する大津市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,060ha	58ha	2.8%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,955ha	21ha	1.1%
目 標 (令和13年3月)	1,780ha	0ha	0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施については、令和5年度から人工衛星より得られる画像を用いたA I判定を活用した全筆調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合においては、速やかに農地中間管理機構へ通知する。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,060ha	449ha	21.3%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,955ha	547ha	27.9%
目 標 (令和13年3月)	1,780ha	712ha	40.0%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農団体
現 状 (令和5年3月)	2,341戸 (62戸)	29 経営体	6 経営体	8 経営体	10 団体
3年後の目標 (令和8年3月)	2,341戸 (62戸)	35 経営体	6 経営体	8 経営体	10 団体
目 標 (令和13年3月)	2,341戸 (62戸)	39 経営体	6 経営体	8 経営体	10 団体

注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1農業組合（集落）又は数農業組合（数集落））ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しについて農業委員会の役割を果たしていく。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、滋賀県及び大津市の農業関係課、レーク滋賀農業協同組合、滋賀県農林漁業担い手育成基金等の関係機関と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と貸借権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、更なる集積及び集約化のための利用調整と貸借権設定を推進する。

また、中山間地域等の耕作条件が良くないなど、農地の受け手が少ない又はいない地域では、集落営農の組織化・法人化、担い手や新規参入の受入れなど地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 5 年 3 月）	1 経営体 （ 0.2 ha）	1 法人 （ 0.3 ha）
3 年後の目標 （令和 8 年 3 月）	4 経営体 （ 0.8 ha）	1 法人 （ 0.3 ha）
目 標 （令和 13 年 3 月）	9 経営体 （ 1.8 ha）	1 法人 （ 0.3 ha）

注 1：現状は、令和 3 年度～令和 4 年度の新規参入者数の合計とし、目標は現状を含む累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 滋賀県及び大津市の農業関係課、レーク滋賀農業協同組合等の関係機関と連携し就農相談があれば対応していく。また、相談者に希望する就農地区がある場合は、該当地区担当の農業委員及び推進委員に対してその地区の農業に関する情報の提供を求める。

② 新規就農フェア等への参加について

- 大津市の農業関係課やレーク滋賀農業協同組合等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手

段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件を調整するとともに、参入後の定着を図るため、助言、指導等の継続的なフォローアップを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

大津市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大津市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力